公務公共サービス労働組合協議会との会見概要

日時:平成23年5月20日(金)17:00~17:40

場所:内閣府本府庁舎2階会議室

出席者: (事務局) 藤巻正志事務局長、村山誠参事官以下 計4名

(公務労協) 大塚実副事務局長、花村靖副事務局長以下 計17名

議題: 国家公務員制度改革関連四法案(概要資料(法案要綱等))の説明

概要:事務局から資料内容について説明した後、公務労協から質問及び意見を受け、事務局から 回答した。双方の主な発言は、以下のとおり。

<公務労協>

○ 4月5日の政務官会見で指摘した事項については、改めて政務官から明確な回答を求める。 また、法案閣議決定の前に大臣から法案成立に向けた決意を伺いたい。

- 政務官会見関連事項のうち国家公務員関連では、以下の4点について指摘したい。
 - 争議権が協約締結権と同時に付与されないことは遺憾であり、「措置を講ずる」旨の規定 からできるだけ早期の付与となるよう求める。
 - ・ 在籍専従制度の対象として、「認証されていない連合体である労働組合であって、認証された労働組合のみから構成されるもの」を含めたことは受け止める。別途、上部団体等の課 題があることは指摘しておきたい。
 - 給与法等の法律事項と政令事項の振り分けについて、そもそも協約に規範的効力を付与するのが基本で、少なくとも具体的勤務条件は政令以下で規定すべき。成立後の政令委任事項のあり方については交渉されたい。
 - 経過措置により、法案基本施行日御2年間、各府省以下の単位の協約は締結できず、また、 団体交渉拒否の不当労働行為の救済ができないとされている。後者については極めて不満で ある。府省以下の勤務条件規定が使用者の一方的制限でなされない措置を求める。
- 同時に、①幹部職員人事の一元管理における公正・中立性の確保に向けた努力、②正当な組合活動が刑事免責の対象となること、③人事評価制度自体が交渉事項であること、管理運営事項のうち組織定員の協議・意見交換ができること、そのための労使協議制・苦情処理制度が協約で設けられること、④民間給与調査と年間交渉スケジュールについては今後交渉・合意することの4点につき確認したい。

<事務局>

- 今後の会見の段取りについては、政務三役と相談したい。また、政務官会見関連事項については、本日示された御意見を持ち帰り、政務官と相談の上、然るべく検討したい。
- 〇 他の具体的指摘については、次のとおりと考える。
 - ① 幹部人事の一元管理については、民間有識者等からも意見を聴き審査を進めるなど、公正 さに配慮した運用とし、さらに任命権者、総理等の複数の視点でチェックすることにより、 公正・中立性を担保できる。
 - ② 非現業国家公務員についても、正当な労働組合活動は刑事免責の対象となるものと考える。
 - ③ 人事評価制度自体は管理運営事項であるが、評価結果の活用や給与への活用の基準については団体交渉や団体協約の対象事項となるものである。

管理運営事項であっても、組織の廃止や定員の純減など勤務条件に影響する事項については、当局側が職員側にその事情や必要性を説明し、協議・意見交換することは可能。

団体協約締結対象事項である「労働組合と当局との間の労使関係に関する事項」の規定に基づき、労使の合意があれば、様々な意見交換の場を設けることは可能。

④ 民間給与調査と年間交渉スケジュールについては、今後、十分に意見交換を重ねて参りたい。